

浴槽水の水質基準適用除外認定について

浴槽水に以下のものを使用する場合で、その水質が静岡市旅館業法等施行条例又は静岡市公衆浴場法施行条例の掲げる基準に適合せず、かつ、衛生上危害を生ずるおそれがないと認められれば、水質基準適用除外の認定を受けることができます。

〔浴槽水の例〕

- ・ 温泉水
- ・ 井戸水
- ・ 温泉含有物質もしくは医薬品等を原料とした薬湯

〔静岡市旅館業法等施行条例及び静岡市公衆浴場法施行条例に基づく水質基準〕

	原湯、原水、上がり用湯及び上り用水	浴槽水
色度	5度以下※	—
濁度	2度以下※	5度以下※
pH	5.8以上 8.6以下※	—
有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	10mg/L 以下※	25mg/L 以下※
大腸菌群	検出されないこと	1個/mL 以下
レジオネラ属菌	検出されないこと	検出されないこと

※ 水質基準適用除外認定を受けることができる項目

申請手続きについては、こちら（[旅館業](#)、[公衆浴場業](#)）をご覧ください。